

独立行政法人港湾空港技術研究所  
国民保護業務計画

平成18年5月

独立行政法人港湾空港技術研究所

## 目 次

第1章 総則	3
第1節 計画の目的	3
第2節 基本方針	3
1 基本的人権の尊重	3
2 国民に対する情報提供	3
3 関係機関との連携の確保	3
4 自主的な判断の確保	3
5 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施	4
6 安全の確保	4
7 政府対策本部長の総合調整等	4
第2章 平素の備え	4
第1節 活動体制の整備	4
1 港湾空港技術研究所緊急事態連絡調整会議の設置	4
2 情報連絡体制の整備	4
(1) 情報収集及び連絡体制の整備	4
(2) 通信体制の整備	5
3 緊急参集体制の整備及び活動体制の整備	5
第2節 関係機関との連携	5
第3節 国民への情報提供の備え	5
第4節 避難及び救援に対する支援の関する備え	5
第5節 保有する施設の安全確保に関する備え	5
第6節 応急の復旧に関する備え	6
第7節 応急的技術支援などの実施に関する備え	6
第8節 訓練・啓発等の実施	6
1 訓練の実施	6
2 職員等への啓発	6
3 調査研究の推進	6
第3章 武力攻撃事態等への対処	6
第1節 武力攻撃の兆候等の情報連絡	6
第2節 活動体制の確立	7
1 国土交通省武力攻撃事態等対策本部等への対応	7

2	独立行政法人港湾空港空港技術研究所武力攻撃事態等	
	対策本部の設置等	7
3	情報収集及び報告	8
	(1) 情報収集及び報告	8
	(2) 通信体制の確保	8
4	緊急参集の実施	8
第3節	安全の確保	9
第4節	関係機関との連携	9
第5節	国民への情報提供	9
第6節	避難・救援に対する支援	9
第7節	保有する施設の適切な管理及び安全確保	9
	1 生活関連等施設の安全確保	9
	2 生活関連等施設以外の所管する施設の安全確保	10
第8節	安否情報の収集	10
第4章	応急の復旧	10
第5章	復旧に関する措置	10
第6章	緊急対応事態への対応	10
第1節	独立行政法人港湾空港技術研究所緊急対応事態	
	対策本部の設置	10
第2節	緊急対応保護措置の実施	11
第7章	計画の適切な見直し	11

## 第1章 総則

### 第1節 計画の目的

- この計画は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第36条第1項及び第182条第2項の規定に基づき、独立行政法人港湾空港技術研究所（以下「研究所」という。）の所掌事務に関し必要な事項を定め、もって武力攻撃事態等（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。以下同じ。）における国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）及び緊急対処事態における緊急対処保護措置の的確かつ迅速な実施に資することを目的とする。

### 第2節 基本方針

- 武力攻撃事態等において、国民保護法その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月25日閣議決定）及びこの計画に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、その所掌事務に関する国民保護措置の的確かつ迅速な実施に万全を期するものとする。
- 武力攻撃事態の類型として、①着上陸侵攻、②ゲリラや特殊部隊による攻撃、③弾道ミサイル攻撃、④航空攻撃の4つの類型を想定する。また、特殊な対応が必要となるNBC攻撃（核兵器等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃をいう。以下同じ。）についても考慮する。
- 国民保護措置の実施に当たっては、上記の類型を考慮しつつ、次の点に留意するものとする。

#### 1 基本的人権の尊重

- 国民保護措置の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、国民の自由と権利に制限を加える場合は、その制限は当該国民保護措置を実施するため必要最小限のものとし、公正かつ適正な手続の下に行うものとする。

#### 2 国民に対する情報提供

- 新聞、放送、インターネット等を活用して、国民に迅速に国民保護措置に関する情報を提供するよう努めるものとする。

#### 3 関係機関との連携の確保

- 国民保護措置の実施に関し、平素から国土交通省及び関係機関との連携体制の整備に努めるものとする。

#### 4 自主的な判断の確保

- 国民保護措置を実施するに当たっては、その実施方法等について、国及び地方公共団体から提供される情報を踏まえ、武力攻撃等の状況に即して自主的に判断するものとする。

## 5 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

- 国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者等に対して配慮するものとする。
- 国民保護措置の実施に当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保するものとする。

## 6 安全の確保

- 国民保護措置の実施に当たっては、国土交通省及び関係機関と連携しつつ、国民保護措置を実施する者の安全の確保に配慮するものとする。

## 7 政府対策本部長の総合調整等

- 武力攻撃事態等対策本部（以下「政府対策本部」という。）長による総合調整が行われた場合には、総合調整の結果に基づき、所要の措置を的確かつ迅速に実施するよう努めるものとする。

## 第2章 平素の備え

### 第1節 活動体制の整備

#### 1 港湾空港技術研究所緊急事態連絡調整会議の設置

- 研究所の所掌に係る国民保護措置、緊急対処保護措置などに関する事務について研究所内の連絡及び調整を図るための常設の連絡調整組織として、港湾空港技術研究所緊急事態連絡調整会議（以下「会議」という。）を設置するものとする。
- 会議の議長は、理事長とする。議長は会議を召集し、開催する。理事長に事故があるときは、理事がその業務を代行する。
- 会議の構成員は、理事、統括研究官、特別研究官、各部長、その他議長が指名する者をもって構成する。
- 会議の庶務は、企画管理部総務課及び企画課において処理する。

#### 2 情報連絡体制の整備

##### (1) 情報収集及び連絡体制の整備

- 武力攻撃の兆候、国民保護措置の実施状況、保有する施設等の被災情報など所掌事務に係る情報を迅速に収集・集約できるよう、連絡網、連絡方法、連絡手順等の必要な事項についてあらかじめ定めておくものとする。
- 夜間、休日、出勤途上においても、的確に連絡できる体制の整備に努めるものとする。また、武力攻撃災害により連絡担当者が被害を受けた場合等においても研究所内の連絡を確実にに行えるよう、連絡ルートの多重化、代行する職員の指定等障害発生時に備えた情報収集、集約及び連絡体制を整備するものとする。

## **(2) 通信体制の整備**

- 武力攻撃事態等において、迅速かつ確実な連絡が行えるよう、国土交通省及び関係機関と連携しつつ、必要な通信体制を整備するものとする。
- 平素から国民保護措置に必要な通信設備の点検を定期的実施するものとする。

## **3 緊急参集体制の整備及び活動体制の整備**

- 武力攻撃事態等において、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するための研究所における必要な体制を迅速に確立するため、関係職員の緊急参集、職員の派遣等についてあらかじめ必要な事項を定め、関係職員に周知するものとする。
- 緊急参集を行う関係職員については、武力攻撃事態等により交通機関が途絶することを考慮し、複数の参集経路、移動方法等を事前に確認しておくものとする。
- 武力攻撃事態等が長期に及んだ場合に備え、職員の交代要員の確保等に関する体制を整備するものとする。
- 防災のための備蓄を活用しつつ、食料、飲料水、医薬品等の備蓄又は調達体制の整備等に努めるものとする。

## **第2節 関係機関との連携**

- 平素から国土交通省、関係省庁、地方公共団体、指定公共機関等の関係機関との間で国民保護措置の実施における連携体制の整備に努めるものとする。

## **第3節 国民への情報提供の備え**

- 新聞、放送、インターネット等を活用して、国民に迅速に国民保護措置に関する情報を提供できるよう努めるものとする。
- 情報提供の体制の整備に当たっては、高齢者、障害者、外国人その他の情報伝達に際し援護を要する者に対しても、情報を伝達できるよう努めるものとする。

## **第4節 避難及び救援に対する支援に関する備え**

- 研究所が保有する施設が都道府県知事により避難施設に指定された場合には、避難住民の受け入れが適切に行われるよう必要な体制の整備に努めるものとする。

## **第5節 保有する施設の安全確保に関する備え**

- 研究所が保有する施設のうち、一般の利用者も見込まれるものについては、武力攻撃事態等において、災害や事故への対応に準じて、利用者の避難誘導など必要となる措置の実施のための体制の整備を行うものとする。

## 第6節 応急の復旧に関する備え

- 武力攻撃事態等において、保有する施設及び設備の応急の復旧を行うため、それぞれ、自然災害に対する既存の予防措置も有効に活用しつつ、あらかじめ体制及び資機材を整備するよう努めるものとする。

## 第7節 応急的技術支援などの実施に関する備え

- 港湾・空港構造物等の応急的な性能評価や復旧に関する指導、助言などに速やかに対応するための体制の整備に努めるものとする。
- 応急的な性能評価、復旧に関する指導、助言などについて、専門的な知識を有する者のリストをあらかじめ作成しておくものとする。

## 第8節 訓練・啓発等の実施

### 1 訓練の実施

- 平素から国民保護措置についての訓練を実施するものとする。訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、国民保護措置の実施の改善に反映させるものとする。
- 訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、実際の通信機器を使用するなど実践的な訓練となるよう努めるものとする。また、関係機関と連携した訓練を実施するよう努めるものとする。
- 国民保護措置と防災のための措置について共通の措置がある場合には、必要に応じ、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させるよう配慮するものとする。
- 国土交通省並びに関係省庁、地方公共団体、指定公共機関等が実施する訓練に参加するよう努めるものとする。

### 2 職員等への啓発

- 国民保護措置の円滑な実施を図るため、研修の実施など職員に対する国民保護知識の普及・啓発を行うものとする。
- 国民保護措置の円滑な実施を図るため、保有する施設の管理者等に対する国民保護知識の普及・啓発に努めるものとする。

### 3 調査研究の推進

- 被害の軽減及び国民保護措置の適切な実施を図るため、災害に関する調査研究等の関連する調査研究を推進するとともに得られた知見を国民保護措置に反映させるよう努めるものとする。

## 第3章 武力攻撃事態等への対処

### 第1節 武力攻撃の兆候等の情報連絡

- 武力攻撃の兆候等の情報を入手した場合には、速やかに国土交通省への情報連

絡を行うものとする。

- 武力攻撃の兆候等の情報を入手した場合には、直ちに、情報連絡のために必要な通信手段を確保するとともに、速やかに保有する施設等の安全の確認を行い、被害の有無などの情報を迅速に収集するものとする。

## 第2節 活動体制の確立

### 1 国土交通省武力攻撃事態等対策本部等への対応

- 武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針が定められ、国土交通省武力攻撃事態等対策本部（以下「国土交通省対策本部」という。）が設置された場合には、国土交通省対策本部と連携しつつ、国民保護措置の推進を図るものとする。

### 2 独立行政法人港湾空港技術研究所武力攻撃事態等対策本部の設置等

- 政府対策本部及び本省対策本部が設置された場合であって、国民保護措置などを総合的に実施する必要があるときは、直ちに理事長を長とする独立行政法人港湾空港技術研究所武力攻撃事態等対策本部（以下「研究所対策本部」という。）を設置するものとする。
- 研究所対策本部は、研究所内における国民保護措置などに関する調整、情報の収集、集約、連絡及び研究所内での共有、広報その他必要な総括業務を実施するものとする。
- 研究所対策本部を設置した場合には、国土交通省対策本部、関係省庁、地方公共団体、指定公共機関等に研究所対策本部の連絡窓口等を通知するものとする。
- 研究所対策本部は、本部長、副本部長、本部長付、本部員、総務班及び技術班等をもって構成する。
- 本部の構成員は以下のとおりとする。本部長は理事長とし、副本部長は理事とする。本部長付は統括研究官とし本部長を補佐する。本部員は、特別研究官、各部長とする。総務班長は企画管理部長とし、技術班長は統括研究官とする。総務班長及び技術班長は状況に応じて班長補佐を配置できるものとし、また総務班、技術班の構成員は状況に応じてそれぞれの班長が指名できるものとし、それらのいずれも本部長が決定する。
- 総務班、技術班の構成は、原則として次のとおりとする。
  - (1) 総務班  
総務課長、総務課長補佐、専門職、庶務係長
  - (2) 技術班  
企画課長、企画課長補佐、企画係長、技術係長、業務課長、業務課専門官、電気係長、施設係長
- 総務班、技術班の所掌事務及び事務の分担は、原則として次のとおりとする。
  - (1) 総務班



庁舎機能の確保、応急・復旧対策に必要な設備・物品等の調達、職員の健康・安全管理、派遣に関する事務等を行う。

#### (2) 技術班

対策本部の組織、設営及び運営に関する事務、国及び関連行政機関との情報の受発信・伝達、広報、施設の機能確保、情報の収集・分析、技術関係機関との連絡、災害調査チームの派遣等を行う。

- 研究所対策本部の設置及び解散の指令は本部長が行う。
- 本部長に事故等がある場合には、副本部長、本部長付、本部員である特別研究官（防災担当）、総務班長の順に本部長の職務を代行する。
- 研究所対策本部の設置に伴い緊急参集することが必要な者を国民保護担当者という。国民保護担当者は次のとおりとする。
  - (1) 理事長、理事、統括研究官、特別研究官、各部長
  - (2) 総務課長、総務課長補佐、専門職、庶務係長、企画課長、企画課長補佐、企画係長、技術係長、業務課長、業務課専門官、電気係長、施設係長
  - (3) その他本部長が特に指名する者

### 3 情報収集及び報告

#### (1) 情報収集及び報告

- 国民保護措置の実施状況、保有する施設等の被災情報などの所掌に係る武力攻撃事態等に関する情報を迅速に収集するものとし、研究所対策本部は、これらの情報を集約し、必要に応じ、国土交通省対策本部に報告するものとする。
- 研究所対策本部は、政府対策本部及び国土交通省対策本部より武力攻撃事態等の状況、指定公共機関等の行う国民保護措置の安全確保に関する情報などについて収集を行うとともに、研究所内での共有を行うものとする。

#### (2) 通信体制の確保

- 武力攻撃事態等が発生した場合、直ちに、通信手段の機能確認を行うとともに、連絡のために必要な通信手段を確保するものとする。
- 国民保護措置の実施に必要な通信手段を確保するため、支障が生じた情報通信施設の応急復旧のため必要な措置を講ずるものとする。また、直ちに総務省に支障の状況を連絡するものとする。
- 武力攻撃災害により国民保護措置の実施に必要な通信手段が被害を受けた場合や停電の場合等においては、安全の確保に配慮した上で速やかに応急の復旧を行うとともに、必要に応じ、バックアップ体制を確保するものとする。

### 4 緊急参集の実施

- 国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、別に定めるところにより、必要に応じ、関係職員に緊急参集を行わせるものとする。

### 第3節 安全の確保

- 国民保護措置の実施に当たっては、その内容に応じ、武力攻撃の状況その他必要な情報の提供を行うほか、緊急時の連絡及び応援の体制の確立を図るなど、国土交通省及び関係機関と連携しつつ、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。
- 国民保護措置を安全に実施するため、必要に応じ、国民保護法第158条第1項に基づく特殊標章及び身分証明書の許可を受け、使用するものとする。

### 第4節 関係機関との連携

- 政府対策本部、国土交通省、関係省庁、地方公共団体、指定公共機関等関係機関と緊密に連携し、的確な国民保護措置の実施に努めるものとする。
- 都道府県等から国民保護措置の実施に関し要請があった場合は、当該要請の趣旨を尊重し、必要に応じ、速やかに所要の措置を講ずるものとする。

### 第5節 国民への情報提供

- 国土交通省対策本部と連携しつつ、国民保護措置の実施状況、保有する施設等の被災情報等の情報を、新聞、放送、インターネット等を活用して、国民に迅速に提供するよう努めるものとする。

### 第6節 避難・救援に対する支援

- 研究所が保有する施設であって、あらかじめ都道府県知事より避難施設として指定されたものにおいて避難住民の受入れを行うこととなった場合には、当該避難施設の開設のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 都道府県等から救援を行うに当たって支援を求められた場合には、専門知識を有する職員の派遣等の必要な支援を行うものとする。

### 第7節 保有する施設の適切な管理及び安全確保

#### 1 生活関連等施設の安全確保

- 研究所が保有、管理する生活関連等施設については、巡回警備の強化など速やかに安全確保措置を講ずるものとする。
- 研究所が保有、管理する生活関連等施設の安全確保措置を講じようとする場合には、必要に応じ、都道府県警察、消防機関、関係省庁に対し、助言、資機材の提供、職員の派遣などの支援を求めることができるものとする。
- 研究所が保有、管理する生活関連等施設の安全確保措置の的確かつ安全な実施のために必要な情報を国または関連する各機関から積極的に入手し、当該施設で業務に従事する者等の安全確保に十分配慮するものとする。
- 研究所が保有、管理する生活関連等施設に係る武力攻撃災害が発生したときは、必要に応じ、国に対し、指導、助言、資機材の提供、職員の派遣などを求め、

被害の拡大防止のための措置を的確かつ迅速に講ずるものとする。

## 2 生活関連等施設以外の施設の安全確保

- 研究所が保有、管理する生活関連等施設以外の施設については、巡回の強化、避難経路及び避難手段の確保など、各施設の特性に応じた安全確保のための措置を講ずるものとする。

### 第8節 安否情報の収集

- 安否情報を収集した場合は、原則として、安否情報の対象となる避難住民及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷した者の現に所在する地方公共団体の長に安否情報を提供するものとし、当該者が住所を有する地方公共団体が判明している場合には併せて当該地方公共団体の長に対し安否情報の提供を行うなど地方公共団体の長が行う安否情報の収集に協力するよう努めるものとする。
- 安否情報の収集及び提供に当たっては、個人情報の保護に十分な配慮を行うものとする。

## 第4章 応急の復旧

- 武力攻撃災害が発生した場合、保有する施設について、安全の確保に配慮した上で、速やかに施設及び設備の緊急点検を実施し、これらの被害の状況等を把握するとともに、迅速に応急の復旧のための措置を実施するものとする。
- 応急の復旧を支援するために、必要に応じて、港湾・空港構造物等の応急危険度判定、復旧等に関する関係機関への技術指導、助言などに努めるものとする。
- 研究所対策本部は、必要に応じ、当該被災情報、応急の復旧の実施状況の情報を国土交通省対策本部に報告するものとする。
- 応急の復旧にあたっては、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に行うものとする。
- 研究所対策本部は応急の復旧のために必要な措置を講ずるにあたって、必要に応じ、人員や資機材の提供、技術的助言、その他応急の復旧のための措置に関し、国に支援を求めることができるものとする。

## 第5章 復旧に関する措置

- 復旧を支援するために、必要に応じて、港湾・空港構造物等の危険度判定、復旧等に関する関係機関への技術指導、助言などに努めるものとする。

## 第6章 緊急対処事態への対処

### 第1節 独立行政法人港湾空港技術研究所緊急対処事態対策本部の設置

- 内閣に緊急対処事態対策本部（以下「政府緊急対処事態対策本部」という。）及び国土交通省に国土交通省緊急対処事態対策本部（以下「本省緊急対処事態対策本部」という。）が設置された場合であって、緊急対処保護措置などを総合的に

実施する必要があるときは、直ちに理事長を長とする独立行政法人港湾空港技術研究所緊急対処事態対策本部（以下「研究所緊急対処事態対策本部」という。）を設置するものとする。

- 研究所緊急対処事態対策本部は、研究所内における緊急対処保護措置などに関する調整、情報の収集、集約、連絡及び研究所内での共有、広報その他必要な総括業務を実施するものとする。
- 研究所緊急対処事態対策本部の組織及び運営に関する事項については、研究所対策本部の定めに準じるものとする。

## **第2節 緊急対処保護措置の実施**

- 緊急対処保護措置の実施体制並びに措置の内容及び実施方法については、この計画の第2章及び第3章までの定めに準じて適宜行うものとする。

## **第7章 計画の適切な見直し**

- この計画の内容については適宜検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとし、変更に当たっては、この計画の下で業務に従事する者等の意見を聴く機会を確保するほか広く関係者の意見を求めるよう務めるものとする。
- この計画を変更したときは、速やかに、国土交通大臣を経由して内閣総理大臣に報告するとともにホームページ等により公表するものとする。